

国立大学法人東京外国語大学組織規則

〔令和 2 年 3 月 26 日
規 則 第 27 号〕

改正 令和 2 年 9 月 29 日 規則第 56 号
令和 3 年 3 月 23 日 規則第 19 号
令和 4 年 3 月 22 日 規則第 12 号
令和 4 年 10 月 25 日 規則第 69 号
令和 5 年 3 月 22 日 規則第 50 号
令和 5 年 7 月 25 日 規則第 88 号
令和 6 年 11 月 26 日 規則第 91 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する東京外國語大学（以下「本学」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第 2 条 本学は、主たる事務所を東京都府中市朝日町 3 丁目 11 番 1 号に置く。

第 2 章 運営組織

第 1 節 役員等

(役員)

第 3 条 法人に、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）

第 10 条の規定に基づき次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 監事

2 役員に関する規則は、別に定める。

(副学長及び学長補佐)

第 4 条 本学に、学長を支える補佐として、副学長、学長補佐をそれぞれ若干名置くことができる。

2 副学長、学長補佐に関する規則は、別に定める。

(職員)

第 5 条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び技能職員を置く。

第 2 節 運営組織等

(役員会)

第 6 条 法人に、次に掲げる法人法第 11 条第 3 項に規定する役員会を置く。

2 役員会に関する規則は、別に定める。

(経営協議会)

第 7 条 法人に、法人法第 20 条第 1 項に規定する経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する規則は、別に定める。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、法人法第21条第1項に規定する教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する規則は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第9条 法人に、法人法第12条第2項に規定する学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関する規則は、別に定める。

(監事候補者選考委員会)

第10条 法人に、監事候補者選考委員会を置く。

2 監事候補者選考委員会に関する規則は、別に定める。

(総合戦略会議)

第11条 法人に、総合戦略会議を置く。

2 総合戦略会議に機能別オフィスを置く。

3 総合戦略会議に関する規則は、別に定める。

(企画・執行等の組織)

第12条 法人に、運営に必要な委員会等その他必要な組織を置くことができる。

第3節 事務局

(事務局)

第13条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

3 事務局に関する規則は、別に定める。

第4節 監査室

(監査室)

第14条 本学に、監査室を置く。

2 監査室に関する規則は、別に定める。

第3章 教育研究等組織

(学部)

第15条 本学に、次に掲げる学部を置く。

(1) 言語文化学部

(2) 国際社会学部

(3) 国際日本学部

2 学部に、それぞれ学部長を置き、当該学部に関する事項を掌理する。

3 学部に、それぞれ教授会を置く

4 学部の組織及び運営等については、別に定める。

(大学院)

第16条 本学に、教育組織として大学院総合国際学研究科（この条において「研究科」という。）を置く。

2 大学院に研究科長を置き、研究科に関する事項を掌理する。

3 大学院に教授会を置く。

4 大学院の組織及び運営等については、別に定める。

(教員組織)

第17条 本学に、教員組織として次の研究院を置く。

- (1) 大学院総合国際学研究院
- (2) 大学院国際日本学研究院

2 研究院に研究院長を置き、研究院に関する事項を掌理する。

3 研究院に教授会を置く。

4 研究院の組織及び運営等については、別に定める。

(附置研究所)

第18条 本学に、アジア・アフリカ言語文化研究所を附置する。

2 アジア・アフリカ言語文化研究所に、アジア・アフリカ言語文化研究所長を置く。

3 アジア・アフリカ言語文化研究所に教授会を置く。

4 アジア・アフリカ言語文化研究所の組織及び運営等については、別に定める。

(附属図書館)

第19条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、附属図書館長を置き、教授をこれに充てる。

3 附属図書館の組織及び運営等については、別に定める。

(日本語予備教育施設)

第20条 本学に、留学生日本語教育センターを置く。

2 留学生日本語教育センターの組織及び運営等については、別に定める。

(学内共同利用組織)

第21条 本学に、次に掲げる学内共同利用組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 総合情報コラボレーションセンター
- (3) ハラスメント相談室

2 学内共同教育施設の組織及び運営等については、別に定める。

(世界言語社会教育センター)

第22条 本学に、世界言語社会教育センターを置く。

2 世界言語社会教育センターの組織及び運営等については、別に定める。

(多言語多文化共生センター)

第23条 本学に、多言語多文化共生センターを置く。

2 多言語多文化共生センターの組織及び運営等については、別に定める。

(TUFS フィールドサイエンスコモンズ)

第24条 本学に、TUFS フィールドサイエンスコモンズを置く。

2 TUFS フィールドサイエンスコモンズの組織及び運営については、別に定める。

(学内研究組織)

第25条 本学に、次に掲げる学内研究組織を置く。

- (1) 語学研究所
- (2) 総合文化研究所
- (3) 海外事情研究所
- (4) 国際関係研究所
- (5) 国際日本研究センター

- (6) 現代アフリカ地域研究センター
- (7) 南アジア研究センター
- (8) TUFS 地域研究センター

2 学内研究組織の組織及び運営等については、別に定める。

(教育支援組織)

第26条 本学に、次に掲げる教育支援組織を置く。

- (1) ワールド・ランゲージ・センター
- (2) 教育情報化支援センター
- (3) 留学支援共同利用センター
- (4) アカデミック・サポート・センター
- (5) 国際メディア情報センター
- (6) 国際教育支援室

2 教育支援組織の組織及び運営等については、別に定める。

(研究支援組織)

第27条 本学に、次に掲げる研究支援組織を置く。

- (1) 学際研究共創センター

2 研究支援組織の組織及び運営等については、別に定める。

(学生支援組織)

第28条 本学に、次に掲げる学生支援組織を置く。

- (1) グローバル・キャリア・センター
- (2) ボランティア活動スペース
- (3) 学生相談室

2 学生支援組織の組織及び運営等については、別に定める。

(社会連携等組織)

第29条 本学に、次に掲げる社会連携等組織を置く。

- (1) TUFS オープンアカデミー
- (2) 大学文書館
- (3) 東京外国語大学出版会
- (4) 次世代日本語教育D Xセンター

2 社会連携等組織の組織及び運営等については、別に定める。

第4章 雜則

(雑則)

第30条 この規則に定めるものほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月29日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学組織規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。